



図書館だより



最近のレファレンス事例から

【質問内容】

児童虐待によるやけどの症例について書かれた文献はないか。

【回答内容】

- ①「児童虐待の早期発見と防止マニュアルー医師のために」(日本医師会雑誌 128 巻 1 号付録 2002 年 日本医師会刊 請求記号 328.714-Mo50)
- ②「被虐待児の現状と対応」(小児科 42 巻 3 号 2001 年 金原出版刊 請求記号 328.714-Sh204)
- ③「児童虐待 (Child Abuse) : 最近の実態」(小児外科 32 巻 7 号 2000 年 東京医学社刊 請求記号 328.714-Sh262)

【特記事項】

①には身体的虐待による打撲・あざ、頭部損傷、骨折、熱・火傷の特徴や発見の動機となった症状について紹介されている。熱・火傷の項では温度の高低と曝露時間による熱傷の程度についても述べられている。一般に、いちばん高度な熱・火傷に至るには、44℃程度の低温熱傷では6～7時間、60℃では約10秒、70℃以上だと1秒で深部まで高度な熱傷を生じる。特に乳幼児の場合は、皮膚が薄いので時間はさらに短縮される。

②③には小児外科医が遭遇した被虐待症候群児の症例が多く紹介されている。

【参 考】

- (1) ネグレクト (育児怠慢, 養育拒否など) に関する文献
 - ④「歯科医師の児童虐待理解のために」(森岡俊介ほか執筆 2004 年 口腔保健協会刊 請求記号 328.714-N554)
- 身体的虐待, 性的虐待による外傷などちがいが, ネグレクトによるむし歯 (う歯) の罹患について論じられている文献は少ない。

④は, 東京都と東京都歯科医師会が我が国で初めて行なった, 被虐待児の口腔内調査のデータに基づいて作成された資料。被虐待児の DMF 歯数 (集団における 1 人平均歯数), 未処理歯所有率などについて対照群と比較し, 被虐待児にはう蝕や未処理歯が極めて多いことを示すデータを多く紹介している。

ネグレクトを受けている子どもは, 歯牙組織や口腔内の外傷は見受けられない一方, 家庭環境や生活習慣が悪化するなかでう蝕の多発, 放置が認められるようである。ただし, う蝕の多い子どもが必ず虐待をうけているわけではないので, う蝕発生の原因を単なる口腔内だけに求めるのではなく, 家庭環境や生活習慣などの背景を推察していくべき, と記載されている。

なお, 歯科医療従事者は, 歯科疾患の状況により養育者と子どもとの関係が好ましくない場合は, 児童福祉法 25 条, 児童虐待防止法 6 条により通告の義務があるが, 児童虐待防止法 5 条の「児童虐待の早期発見」に努めるべき職種としては明示されていない。

(2) 子どもへの面接技法に関する文献

- ⑤「子どもの面接ガイドブックー虐待を聞く技術」(Bourg, Wendy ほか著 藤川洋子ほか監訳 2003 年 日本評論社刊 請求記号 328.714-B214)
- ⑥「子どもの面接法ー司法手続きにおける子どものケア・ガイド」(Aldridge, Michelle ほか著 仲真紀子編訳 2004 年 北大路書房刊 請求記号 328.714-A555)

いずれも海外の原書を訳した文献。⑤はアメリカにおける, 主に性的虐待を受けた子どもに対する司法面接の技法を論じている。⑥はイギリスにおける子どもの面接ガイドライン「MOGP (よき実践のためのメモ)」に沿って行なわれた事例を紹介している。

(東弁・二弁合同図書館事務局 白川 智行)